

業務番号 呉福福委 第 49 号 担当課 福祉保健課

設計者	検査員			副主任	課長補佐 (GL)	課長	副部長	部長
								

副

令和 8 ~ 13 年度

呉市業務委託設計書 (当初)

業務名 呉市福祉会館機械警備業務

業務場所 呉市中央5丁目12番21号

業務日数	5年間
又は期限	令和 13 年 7 月 31 日

業務内容

令和8~13年度(5年分)までの呉市福祉会館機械警備業務を委託する。
(長期継続契約)

・説明事項

定められた時間帯において警報機器がセットされているときに
感知される侵入異常・火災等の監視を行い、警報を受信した時の
緊急対応を行う。

予定価格(消費税抜き)

3,798,000 円

- 1 前 払 有 () (無)
- 2 支払方法 一括 (分割) (2か月ごと)
- 3 その他

総 括 表

¥ 円也

費 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明細書 番 号	摘 要
警備業務 (5年分)		式					
消 費 税 (10%)		式					
業 務 価 格							

呉市福社会館機械警備業務仕様書

呉市福社会館（以下「会館」という。）の建物及び設備品等全般にわたり警備を実施し、火災、盗難、侵入、破壊その他不正行為を予防し、財産を保護することによって、会館業務の円滑な運営に寄与し、その安全を期するものとする。

1 警備する場所

呉市中央5丁目12番21号（福社会館）

2 警備の方法

機械警備とする。

3 警備業務における実施事項

- (1) 火災・盗難及び不良行為の防止
- (2) 事故発生時における秩序維持
- (3) 緊急事項の関係先への連絡
- (4) 警備実施事項の報告
- (5) その他警備に付随する事項について、両者協議の上取り決めた事項

4 警備業務を行う時間

区 分	時 間
月曜日から金曜日まで〔国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号に規定する休日（以下「休日」という。）、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日〕	午後6時00分から 翌日の午前8時00分まで
土曜日、日曜日、休日、1月2日、1月3日、及び12月29日から12月31日まで	午前8時00分から 翌日の午前8時00分まで

上記の時間外であっても警報機のセット中は、業務を行うものとする。

5 契約期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日

6 警報機構と管理体制

(1) 警報装置

ア 警報装置は、会館で発生した異常事態を警備業務受託者（以下「受託者」という。）の監視センターへ自動的に通報する機能を有するものであること。

イ 受託者は警報装置が常に正常な機能を保持するよう管理しなければならない。

ウ 受託者は、万一、警備期間中受託者の責に帰する理由により警報装置が作動不能になった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

(2) 監視センター

監視センターは、警備責任時間中警報受信装置を中断なく監視するとともに、常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。

7 日常における警備要領

警報装置の開始及び解除操作は、原則として委託者の責任において行う。ただし、受託者は、委託者から要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

8 異常事態発生時における処置

(1) 関係機関へ緊急連絡する。

(2) 速やかに現場に急行し、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止を図る。

(3) 事態確認後、監視センターへその状況を連絡するとともに、呉市に連絡する。

9 鍵の預託

呉市は、警備上必要な鍵を受託者に預託する。受託者は、預託された鍵の取扱については、厳重に行うものとする。

10 警備実施結果の報告

受託者は、警備報告書を作成し、呉市に提出するものとする。

1.1 警報装置の設置

(1) 警報機器を設置する箇所

ア 会館内の必要な箇所

(2) 警報機器の設置箇所によっては、必要により確実に安全性が保持されるよう複数の装置を設置すること。

(3) 回線について電話回線を使用する場合は、断線監視システムを採用すること。

1.2 警報装置の維持管理

(1) 警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受託者の所有で、これらの維持管理費も受託者の負担とする。ただし、対象物件の増築及び大規模改修に伴う警報機器の増設及び改修に要する経費は、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする。

(2) 警報装置の機能を常に正常に維持するため、現地において保守点検を行い、報告書を1ヶ月に1回提出するものとする。

1.3 損害賠償保険の加入

受託者の責に帰すべき理由により委託者若しくは受託者の職員又は第三者に身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を賠償するために、受託者は、次のとおり火災、盗難等の損害賠償保険に加入すること。

- (1) 身体上の損害については、被害者 1 名につき 4 千万円
ただし、1 事故につき 1 0 億円
- (2) 財産上の損害については、1 事故につき 1 0 億円
- (3) 身体上の損害及び財産上の損害併せて、1 事故につき 1 0 億円

1 4 費用の負担等

入札等により受託者が交替する時は、警報機器の撤去費用は当該警報機器を設置した受託者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約である。
- (2) 呉市は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。